

安全管理規程

中央観光株式会社本社営業所

改正 平成 27 年 2 月 17 日

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規定」という)は、道路運送法及び一般貸切自動車運送事業法の規定に基づき、輸送の安全性の確保・向上を図ることを目的として遵守すべき事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の業務活動全般に適用する。ただし、当社における輸送の安全確保についての運用は、運行管理規程、車両整備管理規程、安全衛生管理規程その他関係規程とあわせて行うものとする。また、関係法令を遵守すること。

(人命の尊重)

第3条 社員は、「人命の尊重を最優先し、常に安全の達成に努めます」という企業姿勢を実践するための環境整備や研究を行ない、輸送の安全確保に努めること。

第 2 章 安全管理組織等

(社長の責務)

第4条 社長は、輸送の安全確保に関し、最終の責任を負う。

2 社長は、輸送の安全を確保するため、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 輸送の安全に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること。
- (2) 輸送の安全に関し、安全統括管理者の意見を尊重すること。
- (3) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を確認し、必要な改善を行うこと。

(社内組織)

第5条 輸送の安全確保について責任ある体制構築及び企業統治を的確に行うため、別表「安全管理組織図」に則り次の者を選任し、配置する。

- (1) 安全統括管理者

- (2) 統括安全管理者(以下「統括者」)
- (3) 営業所安全統括管理者
- (4) 運行管理者および運行管理補助者(以下「運行管理者等」という)
- (5) 整備管理者および整備管理補助者(以下「整備管理等」という)

(安全統括管理者等の選任および解任)

第6条 安全統括管理者は、法令に定める要件を満たしている管理者の中から社長が任命する。

- 2 統括者等および営業所安全統括管理者は、所長等をもってあてる。
- 3 運行管理者等および整備管理者等の選任・運用は、運行管理規程および車両整備管理規程に定めるところによる。
- 4 各安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任するものとする。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 心身の不調その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反または実施すべき確認を怠る等により、その職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関して、社長の命を受け、全社的輸送の安全を確保するための計画および目標を定めるとともに次に掲げる責務を有する。

- (1) 第3条に定める企業姿勢を徹底し、実践させること。
- (2) 運行管理規程に定める運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (3) 車両整備管理規程に定める整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (4) 輸送の安全を確保するため、該当する部署とともに必要な教育又は研修を行うこと。
- (5) 輸送の安全確保の状況について、内部監査等によりその把握に努め、その結果を随時、社長に報告するとともに、改善のための必要な措置を講ずること。
- (6) その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(統括者等の責務)

第8条 統括者等は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、第7条各号に掲げる責務を有する。

(営業所安全統括管理者等の責務)

第9条 営業所安全統括管理者等は、統括者等の命を受け営業所内の輸送の安全確保に関し、第7条各号に掲げる責務を有する。

(代務者の選任及び責務)

第10条 安全統括管理者は、それぞれ安全統括管理代務者(以下「安全統括代務者」という)をおくことが出来る。

- 2 安全統括代務者は、それぞれの安全統括管理者が上級の安全統括管理者の承認を得て選任する。
- 3 各安全統括管理者が不在またはその責務が果たせないと判断した場合には、各安全統括代務者が安全統括管理者の職務を行う。

第3章 輸送の安全確保についての基本方針等

(輸送の安全に関する基本方針等)

第11条 社長は、輸送の安全に関し次の各号に掲げる基本方針を社員に周知させるとともに、実現に向けて主導的役割を果たす。

- (1) 輸送の安全確保が経営の根幹であることを深く認識し、社員にも同様の意識を徹底させる。
- (2) 全社員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全確保に関する情報について、積極的に公表する。

(運行管理規程)

第12条 輸送の安全確保について、運行管理者等の行なうべき業務に関する事項については運行管理規程に定める。

(重点施策の策定)

第13条 第11条の基本方針に基づき、実施すべき重点施策、達成目標、実施計画および実施に必要な予算案等は、組織規程に定める責任部署において協議の上策定し、安全統括管理者に報告の上社長の承認を得る。

第4章 輸送の安全確保の為の実施事項

(重点施策の実施)

第14条 社員は、前条に基づき策定された重点施策を着実に実施し、目標達成に向け誠実に努力すること。

(安全衛生委員会)

第15条 安全統括管理者は、輸送の安全について社員の意見を聴取するために必要な場合や重点施策の策定および実施等にあたっては、安全衛生委員会における検討を要請する。

2 安全衛生委員会は、安全衛生管理規程に則り運営する。

(教育及び研修)

第16条 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な教育および研修に関する具体的な計画を作成し、安全統括管理者の承認を得た上で実施する。

2 前項の教育および研修は、社員教育規程に則り実施する。

(安全指導長)

第17条 輸送の安全確保を効果的に推進するため、安全指導長を配置する。

2 安全指導長は、統括者が任免する。

(安全指導長の任務)

第18条 安全指導長は、統括者の命を受け、第7条に掲げる安全統括管理者の業務を補助する。

2 安全指導長は、安全対策の専門職として、安全確保を図るため、安全指導員と連携しながら、直接運転者に法令、交通安全、労災防止に関する事項を指導する。

3 安全指導長は、指導効果を高めるため、添乗指導、路上観察、運転適性診断受診指示等の方策を随時実施する。

(安全指導員)

第19条 輸送の安全の確保を効果的に推進するため、営業所に1名ずつの安全指導員を配置する。

2 安全指導員は、営業所安全統括管理者等が統括者等の承認を得て、任免する。(安全指導員の任務)

第20条 安全指導員は、営業所安全統括管理者の命を受け、第7条に掲げる安全統括管理者の業務を補助する。

- 2 安全指導員は、自らを含めた運転者に最も近い存在として各安全統括管理者等や安全指導長とのパイプ役となり、安全指導長や営業所長らと連携しながら法令遵守や交通安全、労災防止に係る取り組みを考え、実行する。
- 3 安全指導員は、指導効果を高めるため添乗指導、路上観察、安全会議等の方策を随時実施する。

(情報の共有および伝達)

第21条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報がすべての社員に適時適切に伝達され、共有される環境の整備に努めることとする。

- 2 すべての社員は、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過や隠蔽をせずに、その場で注意を行なうとともに、その状況を直ちに関係者に伝えて、適切な対処策を講じるものとする。

第5章 内部監査・業務の改善に関する事項

(内部監査)

第22条 安全統括管理者又はその代務者(以下「安全統括管理者等」という)は、輸送の安全に関する施策の実施状況を確認するため、および重大な事故等が発生した場合等必要と認める場合は、関係部署に監査を要請することが出来る。

- 2 安全統括管理者等は、監査の結果により必要がある場合は、必要な方策を検討して社長に報告の上、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。
- 3 安全統括管理者等は、前項の措置を実行するため関係する部署の責任者に指示をすることが出来る。

(改善指示)

第23条 社長は、以下のような場合に得た情報に基づき、輸送の安全を確保するため、安全統括管理者等に対し必要に応じて是正又は予防のための措置を指示するものとする。

- 2 安全衛生委員会における定期報告
- 3 事故・災害等の発生・経過報告
- 4 前条および通常の見査結果
- 5 前項に掲げるような場合以外でも社長は自らが是正措置又は予防措置を講じることが出来る。また、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずるものとする。

第24条 安全衛生委員会において、安全統括管理者は適宜(少なくとも年に1回)安全マネジメント体制や前条で指示された措置の進捗について報告を行ない、委員会としての改善策を検討し徹底を図る。

2 緊急または特殊な事情のある場合として安全衛生委員会を経ずに指示がされた措置につき、背景や指示内容、進捗および結果につきあらためて委員会に報告を行なうものとする。

3 安全衛生委員会や営業所安全会議等においては、指示を受けるだけでなく進捗や結果の内容を検討して新たな是正又は予防のための措置を講じる。

第6章 報告・連絡等

(事故、災害等の報告)

第25条 事故、災害等が発生した場合に取るべき措置および報告連絡体制は、以下の通りとする。

- (1) 事故、災害の現場における運転者の対応・・・運転者服務規程に従う。
- (2) 運転者に対する支援や速報等について・・・運行管理規程および緊急時対処マニュアルに従う。
- (3) 事後の対応や報告体制等について・・・交通事故処理規程に従う。

2 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。

3 自動車事故報告規則(以下「報告規則」という)に定める事故、災害等が発生した場合は交通事故処理規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

4 事故発生後は、再発防止のため状況・原因・対応等につき十分に検討を行った上で安全統括管理者等に報告を行う。

(記録の管理等)

第26条 輸送の安全確保のための施策の推進にあたり、安全衛生委員会議事録、会議議事録、内部監査調書および改善報告書、事故・災害報告書、全国規模の安全運動や表彰式典の資料などは、適宜電子データなどを用いて記録を残す。

2 前項の記録の保存期限は組織管理規程の文書保存年限表に定める。

(規程の見直し)

第27条 この規程は業務の実態に応じ、安全衛生委員会において適時必要な見直しを行うものとする。

付則

この規程は、平成27年9月17日から実施する。